

平成24年2月13日

所管 子ども青少年局・子育て支援部

件 名	堺市立児童自立支援施設基本構想（案）の策定について
経 過 ・ 現 状 政 策 課 題	【児童自立支援施設の概要】 ○児童福祉法に基づく児童福祉施設 ○不良行為や家庭環境その他の理由で生活指導等を要する子どもを入所させ、それぞれの状況に応じた必要な指導を行うことで、その社会的な自立を支援する施設 ○政令指定都市の義務設置施設 ○政令指定都市では、大阪市、神戸市、横浜市、名古屋市の4市が設置。他の政令指定都市は、都道府県との委託協定により対応 【これまでの経緯】 ○平成18年4月 政令指定都市移行にあたり、平成18年度から平成22年度までの間、「児童自立支援施設に関する事務を委託する協定」を大阪府と締結 ○平成23年3月 堺市マスタープランにおいて施設の整備を位置付け ○平成23年4月 同協定を1年間延長 【現状・課題】 ○入所を必要とする堺市の児童は、大阪府や他の自治体の児童自立支援施設へ入所 ○府立修徳学院の入所者数が定員に近い状態が続いており、自立支援が必要である児童がすぐには入所できない状況があり、早急な施設整備が必要
対 応 方 針 今 後 の 取 組 (案)	【理念】 ○本市の社会資源を最大限に活用し、市全体で子どもを支援する ○地域とつながりのある施設づくりをめざす ○家庭や地域・関係機関の連携のもと、子どもの早期の自立の実現に取り組む 【基本方針】 ○一人ひとりの課題に応じた指導・支援ができる体制づくり ○地域とつながりのある施設運営 ○退所後の地域生活における受入環境と支援体制の構築 【施設の対象・定員】 ○主な入所対象 小学校高学年～中学生 ○入所定員 30名（男20名、女10名） 【学校教育機能】 ○施設内に、中学校及び小学校の分校又は分教室の設置を想定 ○施設と連携し、生活場面と学習場面で一貫性のある指導を実施 【立地条件等】 ○立地条件 本市内の郊外 ○広さ 敷地面積10,000㎡程度 【今後のスケジュール】 ○平成24年3月 基本構想策定 ○平成24年度 施設整備地の選定、基本計画策定 ○平成25年度以降 基本設計・実施設計 造成・建築工事 開設
効 果 の 想 定	○入所を必要とする児童のスムーズな入所措置の実現 ○家庭や関係機関との連携による早期の自立の実現 ○退所した児童の地域生活の支援による自立の継続
関 係 局 と の 政 策 連 携	教育委員会事務局など

児童自立支援施設設置の背景

- 「堺市マスタープラン～さかい未来・夢コンパス～」において、「子育てのまち堺・命のつながりへの挑戦！」として、「困難を抱えた子どもの社会的自立」を達成目標に、本施設の整備を位置づけている。
- 本市の子どもは、本市内で、市のさまざまな社会資源を活用して、市民との協働により自立を支援する。
- 昭和36年を最後に児童自立支援施設の新規設置はなく、本市が約50年ぶりに新たに施設設置を行う。

児童自立支援施設とは

児童福祉法第44条に定められた施設

- 【対象】 ・不良行為をなし、又はなすおそれのある児童
・家庭環境その他の環境上の理由(被虐待、発達障害、いじめ、不登校等)により生活指導等を要する児童
- 【目的】 ・入所又は通所により、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援
・退所した児童の相談その他の援助

全国の実施状況

- 児童自立支援施設は、政令指定都市の義務設置施設
- 全国に58施設
(国立2、都道府県立50、政令指定都市立4、社会福祉法人立2)
- 政令指定都市では、横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市の4市が設置
(他の政令指定都市は都道府県との委託協定で対応)
- 昭和36年設置の国立きぬ川学院(栃木県)以後、新たに設置された施設はない

これまでの経緯及び現状

- 政令指定都市移行にあたり、平成18年度から平成22年度までの間、児童自立支援施設に関する事務を委託する協定を大阪府と締結
- 府立修徳学院の入所者数が定員に近い状態が続いており、すぐに入所できない状況があり、早急な施設整備が必要
- 平成23年4月に協定を1年間延長

施設整備の方向性

理念

本市の社会資源を最大限に活用し、市全体で子どもを支援します

地域とのつながりのある施設づくりをめざします

家庭や地域・関係機関との連携のもと子どもの早期の自立の実現に取り組みます

基本方針

一人ひとりの課題に応じた指導・支援ができる体制づくり

- ・あらゆる場面で密なかかわりにより、児童との信頼関係を構築
- ・治療的・心理的なプログラムが実施できる体制を整備
- ・保護者、学校、地域との目標を共有、各々が自立に向けて努力できる環境づくり
- ・子ども相談所等、関係機関間の役割分担と連携の強化

地域とつながりのある施設運営

- ・地域の人的資源の活用
- ・地域での活動への児童の参加

退所後の地域生活における受入環境と支援体制の構築

- ・家庭に対する積極的な働きかけ
- ・入所児童の居住する地域の関係者、関係機関との連携

想定する施設の概要

対象・定員

【施設の入所対象者】
小学校高学年～中学生

【入所定員】
30名(男20名、女10名)

(参考) 大阪府立修徳学院等への
本市の小中学生の入所児童数の推移

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
男	13	12	9	15	15
女	5	5	5	3	6
合計	18	17	14	18	21

(各年度3月1日現在)

立地条件等

- 立地条件
 - ・本市内の郊外
 - ・一定の交通利便性の確保
- 広さ
 - ・10,000㎡程度

機能

自立支援機能

■施設における指導機能

生活指導	入所時における支援、自立支援計画の策定・実施
学習指導	学校の授業以外の学習サポート
職業指導	働く体験機会づくり
治療的機能 心理支援機能	発達障害や被虐待経験を有する児童の治療的支援、精神的・心理的ケア

■退所に向けた支援機能

家庭支援 家庭環境の調整	保護者に対する支援・調整
アフターフォロー	退所時の学校や家庭との調整、定期的な家庭訪問などによる退所後のフォロー

■指導・支援体制のレベル向上機能

地域交流	学校教育サポートやクラブ活動指導等での地域の人的資源の活用等
人材育成	専門性の向上、職種を超えた知識の習得等

学校教育機能

- 施設内に、中学校及び小学校の分校又は分教室を設置
- 施設と連携し、生活場面と学習場面で一貫性のある指導を実施
- 退所後の地域生活を支えるため、入所児童の入所前の在籍校と密接に連携